

基本設計業務委託仕様書

1. 委託業務の名称 (仮称) 津幡町住吉公園温水プール基本設計業務委託
2. 建設場所 河北郡津幡町字庄ハ1番地2
3. 工 種 新築 増築 改築 その他 ()
4. 敷地面積 約30,000 m²
5. 構造及び階数 鉄筋コンクリート構造を基本とするが、経済性を考慮し決定する。
地上2階建てを基本とするが、建設敷地の周辺環境への配慮などを総合的に勘案した階数とする。
6. 規 模 延べ面積 2,500 m²程度
7. 主要用途 温水プール
8. 主要施設、主要室 メインプール、ウォーキング用プール、幼児用プール、ジャグジー
フィットネススタジオ、トレーニングジム、温浴室、その他関係諸室等
9. 設備概要 電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備、他
10. 基本設計業務の内容
基本設計業務の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 基本設計説明
 - (2) 基本設計
 - (3) 基本設計経過説明
 - (4) 工事費概算
 - (5) 工事予定工程
 - (6) 関係法令の適合
 - (7) 透視図の作成
11. 実施設計業務の内容
業務内容は別表2に掲げるものとする。
12. 設計業務の方針
 - (1) 基本設計及び別表1の計画概要書の内容に基づき、工事实施に必要な詳細な設計図書、工事費内訳明細書及び必要な図書を作成する。業務にあたっては、次の点に留意するとともに、建築基準法並びに関係法令に適合した内容のものとする。
 - ア 構造その他安全性には十分配慮すること。
 - イ 意匠は、それぞれの建物の使用目的に合致したものであること。
 - ウ 材料及び仕上等の選定にあたっては堅ごうなものとし、将来の保守点検等を考慮すること。特に設備機器については特注品をさけること。
 - エ 工事費内訳明細書の単価は原則として、委託者から指示する標準単価表によるものとし、工事予算に

合せて設計すること。また、数量内訳明細書も併せて作成すること。（数量の算出については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事積算基準」「公共建築工事積算基準等資料」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準の解説」、建築工事建築数量積算研究会制定「建築数量積算基準・同解説」（平成23年版）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備数量積算基準・同解説」（平成13年版）による。）

オ

- (ア) 仕様書の作成については、一般仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」を用い、工事仕様書は委託者から指示する建築工事仕様書（建築工事、解体工事、改修工事、電気設備、機械設備）、鉄筋コンクリート構造配筋標準図及び鉄骨構造標準図を併せて添付すること。
- (イ) 耐震補強工事及び大規模改造工事については実施設計業務委託仕様書追加事項（耐震補強・大規模改造工事实施設計）によるものとし、建築改修工事仕様書追加事項（耐震補強工事）、鉄骨枠付ブレース標準図も併せて添付すること。

- (2) 計画は、目的の要件を備えるとともに合法的なものとし、工事場所、施工期間及び施工時期等も考慮し適当な構造、仕上を選定すると同時に、工事費に対して適正な設計でなければならない。
- (3) 建築及び設備は、計画当初から綿密な連絡を保ち、設計の完全を期すること。特に各工事間の取り合いについて協議を行い、重複、脱落をなくすこと。
- (4) 次の事項に留意した設計とすること
 - ① コスト削減を講じた設計とすること。
 - ② 県産材を活用した設計に努めること。
 - ③ リサイクル製品（石川県認定品）を採用した設計に努めること。
 - ④ 建設場所が海岸線より2km以内の場合には、塩害対策を講じた設計とすること。
 - ⑤ 既設建物と近接する計画建物の場合には、構造、施工性（特に、基礎及び杭）を考慮した設計とすること。
 - ⑥ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行令第4条に該当する「特定建築物」については、同法施行令の整備基準に基づく設計とすること。（「建築物移動等円滑化誘導基準」を原則とするが、これによりがたい場合は「建築物移動等円滑化基準」でも可とする。）
 - ⑦ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の規定に係る「施設整備の手引き」及び「住宅整備マニュアル」による整備基準に基づく設計とすること。ただし、改修工事等でこれによりがたい場合は調査職員と協議し、その決定に従うこと。
 - ⑧ 上記⑥及び⑦のほか、必要に応じて設計内容についてバリアフリー推進工房（石川県リハビリテーションセンター内）の意見を聞くこと。
 - ⑨ 自然エネルギーの活用、建物外皮の熱遮断、省エネルギー設備及び建設廃材の削減など、環境負荷の低減対策に配慮した設計とすることとし、改修工事の設計においても十分配慮すること。
 - ⑩ 上記⑨のほか、別表1の計画概要書に指示がある場合にはCASBEEによる評価書を作成し、提出すること。
 - ⑪ 既設建物を改修・解体する場合には、当該建築物における吹付アスベスト及びアスベスト成形品、並びに、フロンガス及びPCBの有無の調査を行い、処理・処分方法については、調査職員と協議し、設計すること。
 - ⑫ 石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業に該当する場合は、チェックリストをもとに、景観に配慮した設計に努めること。
- (5) 貸与資料等は紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを公表、貸与、又は複製してはならない。また、業務が終了したときには速やかに返却するものとする。
- (6) 建築基準法、消防法等関係法令の適用について、諸官庁との協議を行い、議事録を提出すること。

13. 建築設計図の作成要領

設計の作成にあたっては、下記の内容により作成するものとする。

(1) 一般事項

ア 図面作成の原則は、出来得る限り重複表現を避けるが、不明な箇所のないよう注意すること。

イ 設計に先立ち、形態、主要材料及び構造等の基本事項を決める場合は、あらかじめ、委託者の調査職員の承認を得ること。

ウ 図面は、A1版を基本とし（業務内容によりこれにより難い場合は担当調査職員と協議するものとする。）、図面タイトルは、右下隅とすること。

エ 各部詳細図は各箇所、寸法及び取付附属金物まで明記のこと。

(2) 一般図

ア 表紙及び図面目次 （必要に応じ、別葉とする。）

イ 見取図 適宜

ウ 配置図 1/200～1/500

(ア) 敷地に接する道路巾員、隣地建物の敷地境界との距離及び設計建物と敷地周囲との寸法を記入すること。

(イ) 建物の配置は、平面図の図面方向にならない方位は、N、S軸に対する角度を記入すること。

エ 面積算定図 適宜

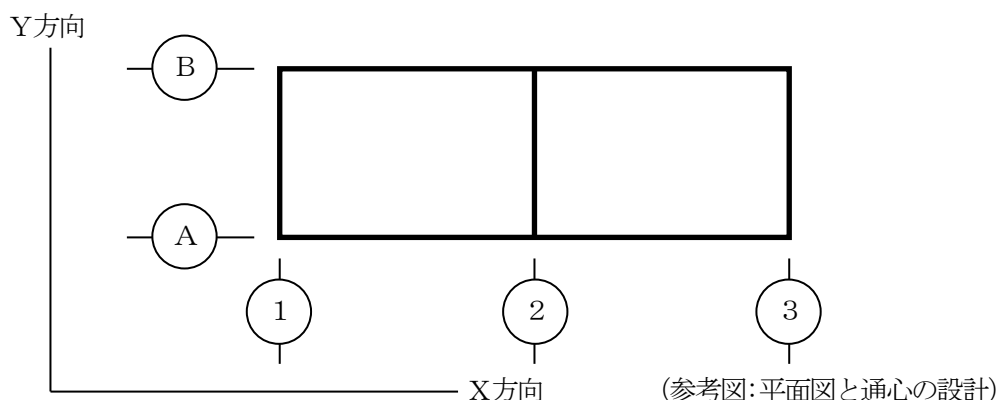
算定の根拠を図示すること。

オ 工事仕様書 委託者から指示する特記仕様のほか適宜追加記入すること。

カ 各種標準図 委託者から指示するものを適用すること。

キ 平面図 1/100（ただし、建物の一辺の長さが70m程度以上の時は、委託者の調査職員の指示により1/200とするも可。）

(ア) 通芯の設定 x方向通りはアルファベット、y方向通りはアラビア数字で表わすこと。



(イ) 壁、開口部等の位置は、すべて通芯からの寸法により表示すること。

(ウ) 構造体の種類が多岐にわたる時は、コンクリート、コンクリートブロック、木造等それぞれ明瞭に区別できる表現とし、構造厚を記入、木造の場合は間柱まで記入すること。

(エ) 各室は、GLからの床高を明示すること。

ク 仕上表

ケ 立面図 スケールは、平面図に準ずること。

外周全面について作成し、仕上を記入すること。

コ 断面図 スケールは、平面図に準ずること。

(ア) 原則として2面とするが、複雑多様な断面を有する場合は、委託者の調査職員の指示により追加するものとする。

(イ) 階高（床仕上面による。ただし、最上階はスラブコンクリート上端まで）

(ウ) 天井高、基礎の深さ及び建物最高の高さを記入すること。

サ 矩計図 1/30～1/40

窓廻り、出入口枠廻り、天井と壁のおさまり及びカウンター等の細部詳細は、1/10以上のスケールにて明記すること。

シ キープラン 1/200（詳細図 建具表用）

キープランには建具番号を、扉の場合は開き勝手を示し、各室名の下にその室の詳細図の図面番号を記入

するものとする。

ス 図面の寸法 各部詳細図1/20～1/30、平面詳細図1/30、断面詳細図1/30、展開図1/50～1/100、天井伏図1/100、天井詳細図1/30。

(ア) 各部屋ごとに平面詳細図、展開図をなるべく1枚の図面にまとめる。

(イ) 階段、WC、台所、玄関及び浴室等は、断面詳細図をつけること。

(ウ) 平面詳細図は、各部の仕上及び天井高を書き入れるほか、設備機器類フロアダクト及びフロアボックス等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明示すること。

(エ) 展開図は、壁付照明器具、コンセント、タンプラススイッチ、消火栓、分電盤、吹出口、吸込口及びラジエーター等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明示すること。

(オ) 天井詳細図は、各材料による天井割付けを行ない、照明器具、スピーカー、換気扇、スポット感知器、天井改め口及び吹出口等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明記すること。

(カ) 主要部詳細は、1/10～1/1とすること。

セ 建具図及び家具図 1/50

(ア) 寸法、数量、材種及び塗装を明記すること。

(イ) 木製、スチール、アルミ共枠見込、枠見付及びグリル寸法を表示し、附属金物並びにガラスの種類、数量、仕上、寸法を記入すること。

(ウ) 各ディテール詳細図、取付金物、釘、ビス等も記入すること。

ソ 指定仮設はすべて図示すること。

(3) 構造図

ア 各階梁伏図 平面図に準ずること。

(ア) 壁部分は断面として表示し、例：(ハッチを施すか原図裏面から色鉛筆にて塗るなど) その厚さを書き入れること。

(イ) 梁は、通芯よりの寄りを明記すること。

イ 基礎伏図 平面図に準ずること。

(ア) 壁部分は、断面として表示し、例：(ハッチを施すか原図裏面から色鉛筆にて塗るなど) その厚さを書き入れること。

(イ) 独立壁基礎は、必ず記入すること。

杭打の場合は、ベースに配置し、本数を書き入れること。

ウ 柱及び梁配筋リスト 1/20～1/40

バンド筋は、必ず表示すること。

エ 基礎配筋図

栗石及び捨てコンクリート厚さは、必ず書き入れること。

オ スラブ配筋図 1/20～1/40

全スラブとも、長辺及び短辺の断面を表示し標準の一面のみ平面及び断面をつけること。

なお、3辺固定等複雑な配筋も平面及び断面をつけること。

カ 壁及び配筋図 1/20～1/40

壁厚ごとに配筋方法の原則を示し、開口部、壁端及び耐震壁等の補強筋についても、同様とする。ただし、壁式構造は、各ラーメン共壁配筋図を要する。

キ ラーメン配筋図

主要ラーメンについて1箇所以上を原則とする。ただし、架構複雑なるラーメンの場合は、委託者の調査職員の指示により追記すること。

ク 鉄骨詳細図 1/20～1/30

(ア) ボルト径、溶接の脚長及び長さ並びにガセットプレートの厚さなどは、特に留意して明記し、ボルト径により表示方法をかえること。

(イ) クリップアングルは、取付けボルトの本数及び長さを指定すること。

ケ 地質調査図を記入すること。

(4) 構造計算等 (建築学会、各種構造計算基準によるが、次の点にも留意すること。)

ア 柱フープは原則としてスパイラルフープとすること。

- イ 大梁引張鉄筋の最小量は、ハンチを除いた断面の0.3%以上とすること。
- ウ 耐震壁のD値は一階において内柱の3倍以内とし、上階へ上がるに従って低減すること。
- エ 耐震壁以外の一般の骨組にも、その面積分担分の地震力の少なくとも30%以上を負担させること。
- オ 耐震壁が止むを得ず偏心位置になるときは、ねじれによるせん断力の補正計算を行うこと。
- カ 壁付ラーメンに接続する壁なしラーメンの梁は、境界効果により大きな応力が生ずるので、補正計算を行うこと。
- キ エキスパンションジョイントを設ける場合は、基礎だけを一体とすること。
- ク 梁の上下にある各階の壁は、その形により梁荷重として考慮すること。ただし、有壁ラーメンのような場合は除く。
- ケ 積雪荷重は、その地区の過去の積雪量等を参考とした実状に応じた値又は建築基準法による値のいずれか大きい方を採用する。
- コ 積雪荷重は原則低減しないものとし、短期荷重としての値は長期荷重の50%とする。
建物の用途により低減する場合は、調査職員の指示によること。
- サ 外部に接する壁は、厚さ150mm以上とし複筋とすること。（耐力壁に限る。）
- シ 工法及び構造材の経済性の検討を行い、その検討結果を構造計算書に添付すること。
[杭（工法・杭種・施工方法・直径と長さの本数・経済性等）鉄骨（工法・材種・経済性等）その他（地盤改良等）]
- ス 耐震安全性の確保

1. 耐震安全性に関する事項

- (1) 耐震に係る構造計算は、建築基準法、同施行令及び建設大臣官房官庁「官庁施設の総合耐震計画基準」「建築構造設計規準」による。
- (2) 構造計算は、建築物の規模、構造種別及び重要度に応じて最も適切と判断される構造計算のフローにより行う。
なお、耐震安全性の分類でⅠ類、Ⅱ類に該当する建物は原則ルート3とする。
- (3) 本業務委託の建物の耐震安全性分類は下表による。（「石川県における耐震診断及び改修」耐震安全性の分類により特記する。）

棟名	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類
温水プール		○	

(4) 大地震時に対する耐震設計について

① 重要度係数を考慮した耐震安全性の確保

		棟名		
耐震安全性の分類	重要度係数	温水プール		
Ⅰ類	1.50			
Ⅱ類	1.25	○		
Ⅲ類	1.00			

- ② Ⅰ類、Ⅱ類に該当する建物は、上表による重要度係数により必要保有耐力等を割増のうえ耐力を確保する。

③ 変形制限

ア 適用の有無

棟名	有り	無し

イ 大地震動時の層間変形角が下表の目標値以下であることを確認する。

建 物 構 造	層間変形角
鉄骨鉄筋コンクリート造	1/200
鉄筋コンクリート造	1/200
鉄 骨 造	1/100

(5) 偏心率、剛性率について

① 偏心率は、原則0.15以下とする。

② 剛性率は、原則0.6以上とする。

(5) 耐震補強実施設計（建築・設備）に係る補足事項については追補版のとおりとする。

14. 設備設計図の作成要領

設計の作成にあたっては、別表2（国交省告示第15号・平成21年抜粋）による業務内容を基本とし、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」（平成27年版）を準用するとともに次の事項について留意し作成する。

(1) 電気設備の設計

ア 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする)

イ 見 取 図 適 宜

ウ 屋外配線図 1/200～1/600

責任分界点を明示し、敷地境界から100m程度まで、電力供給会社の配電線を記入すること。（対象施設を明確に区別できること）

エ 送電関係一覧図

オ 電灯及び動力幹線図 1/100～1/200

平面図及び系統図で表示し、盤類の指定番号をつけること。

カ 盤展開図 適 宜（制御盤にはシーケンスを記入すること。）

内部結線を明示し、分岐回路容量及び分岐回路番号を記入すること。

キ 電灯設備配線図 1/100～1/200

(ア) 電線管、電線の太さ及び収納数を記入し、特殊ボックスは、その種類及び寸法を記入すること。

(イ) 最上階スラブ、地階外壁及び北側外壁には、原則として埋込み配管及び分電盤の埋込みをさける。やむを得ない場合は、調査職員と協議を行うこと。

ク 動力配線図 1/100～1/200

小規模のものは、電灯配線図に併記してもよい。

ケ 弱電配線図 1/100～1/200

表示方法は、電灯及びコンセント配線図に準ずるが、機器及び端子盤等には、それぞれ種類、指定番号並びに対数を付記すること。（平面図及び系統図）

コ 火災報知配線図 1/100～1/200

感知区域の分割線を記入すること。（平面図及び系統図）

サ 機器、盤類姿図及び照明器具 適 宜

指定番号を付し、内容、種類及び寸法を記入すること。（原則として規格品を採用する。）

シ 受変電設備 1/20～1/50（機器図・配置図）

寸法を記入し、母線の結線状態を指示すること。（平面図及び立面図）

ス 自家発電設備 1/20～1/40（結線図・配置図）

寸法、型状及び各定格値を記入すること。（平面図及び立面図）

セ 接地系統図 適 宜

その種別を各個に明記すること。

ソ 雷保護設備図 適 宜

保護レベル、受雷部システムの種類、設置場所及び支持状態を明記すること。

タ エレベーター、エスカレーター、リフト関係詳細図及び通し断面図 1/50

その他適宜

- (ア) 枠廻り、標示等建築との取合部分は、1/10以上の詳細図で補足すること。
- (イ) ケージの内装及び扉枠の仕様を明記すること。
- (ウ) 定格荷重、速度、定員及び運転方式を記入すること。

チ その他

- (ア) 遮断器の遮断容量計算書
- (イ) 負荷一覧表
- (ウ) 使用機器一覧表
- (エ) 照度計算表
- (オ) 電気設備設計の主旨等を含む、電気設備概要書を提出すること。

(2) 機械設備の設計

ア 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする)

イ 見取図 適宜

ウ 屋外配管図 1/200~1/600

(ア) 敷地内外の配管を明示し、特に屋外排水管にあつては、排水管、縦断管にてそのGLからの深さを明記すること。

(イ) 敷地の高低差のあるときは、等高線を記入すること。

排水柵は、1/10のスケールで詳細を示すこと。

エ 配管図 1/100~1/200

機械室及び便所等配管で複雑な箇所は、1/20~1/50の配管詳細を附して補足すること。

オ 配管ピットは工事及びメンテナンスが可能な大きさとし、幅及び高さは有効で1,400mm程度を標準とする。

カ 機器詳細図 1/20~1/50

架台及び基礎詳細を併記すること。

キ 浄化槽、消火栓及び水槽詳細図 1/10~1/20

コンクリート槽への取入れ及び取出し部分の配管詳細を併記すること。

ク 系統図 適宜

断面図にて表示し階高を記入すること。

ケ 使用機器及び衛生器具一覧表

配置場所、数量、仕様及び付属品の明細まで表示すること。

コ その他

(ア) 給排水量、給湯量、冷暖房負荷及び風量にかかる機器選定計算書、管径計算書並びにポンプ容量計算書を提出すること。

(イ) 機械設備設計の主旨等を含む機械設備概要書を提出すること。

(3) 空調計算

計算は、建築設備設計基準に基づくこと。空調負荷計算が計算機による場合は、データ(プログラム概要書の写し共)を提出すること。

15. 業務の処理

- (1) 受託者は、委託者の調査職員の指示に従い業務に必要な調査を行ない関係法令に基づいて資料を作成すること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況及び、業務区分ごとに委託者の調査職員に中間報告をして、その監修を得ること。
- (3) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、委託者の調査職員と連絡をとり、十分打合せの上、業務の目的を達成しなければならない。
- (4) 委託者は、敷地測量図、地盤地耐力試験結果報告書及びその他業務に必要な資料を受託者に提供すること。
- (5) 受託者は、設備機器の年間維持管理概算費を計算し提出すること。
- (6) 受託者は、省資源・省エネルギーに配慮した設備(ISO14001)の導入計画を提出すること。
- (7) 受託者は、調査職員の指示に従い、工事発注区分及び工事発注時期に応じた設計図、内訳書等を作成すること。

(8) 受託者は、下記の業務について協力すること。

ア 単価の入れ替え作業

イ 会計検査院検査時（工事完成後2～3年後）における設計図書の再チェック等

16. 業務内容の疑義

受託者は、業務の内容に疑義が生じたときは、すみやかに、委託者の調査職員の指示をうけなければならない。

17. 許認可手続

受託者は、委託者が行なう計画通知、又は確認申請、許可申請、その他認可等、関係法律等に基づく必要な資料の作成及び手続をしなければならない。

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出が必要となる場合には、受託者がこの届出書の作成を行わなければならない。受託者が複数の場合の届出書のとりまとめ方については調査職員の指示による。

18. 業務の完了

受託者は業務が完了したときは、遅滞なく次に掲げる設計図書等を提出しなければならない。

【1】基本設計

(1) 基本設計説明書

ア 建築の計画概要（設計要旨、仕上材料、工法、色彩計画、構造様式、構造部材断面、設備概要等）

イ 設備の概要（設計要旨、工法決定の理由と選定、経済性比較（イニシャル・ランニング）設備概要等）

(2) 基本設計図書

ア 建 築

(ア) 案 内 図（附近見取図1/3,000程度、位置図1/50,000程度）

(イ) 配 置 図

(ウ) 仕 上 表（主要材料比較調査も記入）

(エ) 平 面 図

(オ) 立 面 図（4面）

(カ) 断 面 図（2面）

(キ) 面積球積表

イ 設 備

(ア) 案 内 図（附近見取図1/3,000程度、位置図1/50,000程度）

(イ) 配 置 図

(ウ) 系 統 図

(エ) 計 算 書

(3) 基本設計経過説明書

(4) 工事費概算書（誤差5%内外の正確なもの）

(5) 工事予定工程表（実施設計工程も記入）

(6) 関係法令チェック表

(7) 透視図 外部 1景、内部 3景

19. 手続書類の提出

(1) 受託者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 着 手 届（別記様式4号） 1部

イ 業務工程表（別記様式5号） 1部

ウ 主任設計者届（別記様式6号） 1部

(2) 業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受けることとする。又合通知を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

ア 業務完了報告書（別記様式7号） 1部

イ 業務引渡書（別記様式8号） 1部

ウ 請 求 書（別記様式9号） 1部

委託名：(仮称) 津幡町住吉公園温水プール基本設計業務委託

計 画 概 要 書

	項 目	内 容
1	建設目的 (主旨)	津幡町では、「町民の誰もが生涯スポーツと健康づくりに活用できる快適で身近な温水プールの整備」を基本目標として掲げており、誰もがいつでも健康のために利用できる屋内温水プール施設の実現をめざす。
2	全体予定 工事費	温水プール整備 14億円程度 公園再整備 2億円程度
3	予定建築面積及び延べ 面積等(概略平面図又は 必要室名と面積)	温水プール 予定床面積 2,500㎡程度
4	構造・階数	構造：鉄筋コンクリート構造を基本とするが、経済性を考慮して決定する。 階数：2階建てを基本とするが、建設敷地の周辺環境への配慮などを総合的に勘案した階数とする。
5	建設敷地等 の注意 点	埋蔵文化財の影響を受けない箇所に建築する。
6	仕 上 表	「外部」 屋根： 外壁： 建具： その他： ※打ち合わせのうえ決定する 「内部」室名： 床： 幅木： 壁： 天井： その他：
7	構造概要	※打ち合わせのうえ決定する
8	設備概要	※打ち合わせのうえ決定する
9	設計に関する 注 意 点	管理運営を行う事業者(指定管理候補者)と連携を密にし、本施設の円滑な運営を実現できる施設計画を行うこと。
10	附属業務	住吉公園再整備の基本設計(住吉公園内に温水プール施設を建築することに伴う公園再整備)
11	そ の 他	本業務実施期間において、別途測量業務及びボーリング調査(建築場所確定の上)を行う予定。
12	参 考 資 料	津幡町温水プール基本計画、近隣のボーリングデータ 住吉公園現況平面図(紙ベース)、埋蔵文化財調査資料 住吉公園温水プール整備事業推進調査業務委託成果品(H30)

※ 本計画概書は、基本事項を示し、計画建築物の実施設内容により付記することができることとする。